

総行市第208号
平成20年11月14日

各都道府県
住民基本台帳ネットワークシステム担当部長 様

総務省自治行政局市町村課長

運転免許証の自主返納の際の写真付き住民基本台帳カードの活用に係る
広報等について

現在、総務省においては、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の普及促進を図るため積極的に広報活動を展開しています。

そのような中、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の規定により、銀行等の窓口においては、口座開設、10万円を超える現金振込、200万円を超える現金の引出し等の際にも本人確認が必要となっています。また、平成20年5月1日付けで、個人情報保護・なりすまし防止を図るため、住民基本台帳法及び戸籍法の一部改正が施行されたことに伴い、住民票の写しや戸籍謄抄本の交付を請求する場合や、転出、転入等の届出の場合における行政窓口での本人確認が厳格化されており、本人確認書類としての写真付き住基カードの重要性が増しているところです。

一方、警察では、免許返納者の申請により運転経歴証明書を交付しているところですが、当該証明書には有効期間がないことなどから身分証明書としての機能に制約があるところであり、これに代わるものとして写真付き住基カードの教示を行っているところです。

市区町村と警察署等との連携により、高齢者等が運転免許証を返納した場合にはその旨を証する書類を警察署、運転免許センター等において交付することとし、当該書類を市区町村の窓口に持参した場合には身分証明書となる住基カードの発行手数料を無料にする措置を講じている市区町村も見受けられるところです。

以上の趣旨により、運転免許証の自主返納の際に写真付き住基カードを活用することについての広報等について、下記の要領により対応願います。平成20年11月14日付け警察庁丁運発第176号（別紙参照）により警察庁交通局運転免許課長から各都道府県警察本部あてに、写真付き住基カードの広報についての協力について文書が発出されていますので、対応に当たって留意願います。

また、住基カードに係る地方財政措置については、平成20年度から平成22年度の3年度間に限り、住基カードの交付手数料を無料化する市町村に対して、無料交付一枚当たり500円の特別交付税額の加算措置（平成19年度までの特別交付税額は1000円）を講じていますので、貴職より貴都道府県内の市区町村において、住基

カードの交付手数料の無料化等の住基カードの普及のための支援措置について積極的に取り組まれるよう、御助言等について併せて御配慮願います。

記

1 各市区町村への周知について

管轄の警察署及び運転免許センター等申請による運転免許の取消し事務の窓口において写真付き住基カードの広報ポスター掲示及びリーフレットの配付の協力をお願いしており、対象の高齢者の方々が住基カードの交付申請を行うことが見込まれます。

つきましては、貴職より貴都道府県内の市区町村の住基カードの担当窓口等においても当該ポスターを掲示し、併せて説明用のリーフレットを配付しますので活用するよう周知願います（別途、（財）地方自治情報センターより当方にて算出した必要部数をそれぞれ当該市区町村あて 11月中に送付予定。）。

2 管轄の警察署及び運転免許センターからの照会について

写真付き住基カードに関し不明な点については、市区町村の住基カード担当者（「住基カード総合情報サイト」に登録されている市区町村の連絡先）まで照会するよう警察署等に対し周知しているところであり、当該警察署等から照会等を受けた場合には、住基カードの申請手続の説明等円滑な対応を行うことについて、貴職より貴都道府県内の市区町村に対して周知願います。

(別 紙)

原議保存期間 1年
(平成21年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁運発第176号
平成20年11月14日
警察庁交通局運転免許課長

写真付き住民基本台帳カードの広報についての協力について

身体機能の低下を自覚し、免許を自主的に失効させたいとする者の要望を踏まえ、申請による免許の取消し制度が設けられ、また、申請による免許の取消し制度により免許を取り消した場合に免許証の身分証明書的な機能に代わるもの求めの要望に対応するため、申請により運転経歴証明書を交付しているところである（道路交通法第104条の4）。

しかしながら、運転経歴証明書は、発行後6ヶ月経過後には、銀行等における本人確認書類として用いることができず（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条参照）、また、住所等の記載事項の変更ができないなど、身分証明書としての機能に制約がある。

このため、従来から、運転経歴証明書の交付申請時等には、運転経歴証明書の制約と、これに代替し得るものとして写真付き住民基本台帳カード等があることを教示することとしているところであるが、このたび、改めて総務省から、写真付き住民基本台帳カードの広報等について協力依頼がなされるとともに、別添1のとおり、総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳ネットワークシステム担当部長あてに、住民基本台帳カードの広報に関する警察との連携強化等について依頼がなされたところである。

については、各都道府県警察においても、下記の事項を推進し、免許返納者への対応に遺漏のないよう配意願いたい。

記

1 住民基本台帳カードに関する広報ポスターの掲示

写真付き住民基本台帳カードに関する広報ポスターが総務省から各都道府県警察本部あてに、別途、送付されるので、免許関係事務を行う警察本部、警察署、交番等の窓口にこれを掲示すること。

2 免許返納者等への写真付き住民基本台帳カードの教示

広報ポスターのほか、写真付き住民基本台帳カードに関するリーフレットが送付されるので、これを活用するなどし、免許返納者等に対し、写真付き住民基本台帳カードの教示に努めるとともに、その申請手続等について可能な範囲で説明すること。

なお、市区町村における写真付き住民基本台帳カードの担当窓口及び連絡先は、別添2のとおりである。

別添1、別添2（略）